

前橋家庭裁判所委員会議事要録

1 開催日時 平成30年6月25日(金)午後1時30分～午後3時45分

2 開催場所 前橋地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

足立進委員，伊藤麻利子委員，音山若穂委員，片野清明委員，神野明男委員，久保浩委員，清水直樹委員，平方宏委員，藤平和吉委員，舟根登志子委員，星野真弓委員，大工強委員，島田尚登委員（以上13人）

(説明者)

前橋家庭裁判所 三友哲也主任書記官

同 金子恵主任書記官

(事務担当者)

新井博陸首席家庭裁判所調査官，助川政浩首席書記官，原田宜子事務局長，小林信男事務局次長，中澤道夫総務課長，小林とも子総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

テーマ「成年後見制度の利用促進について」

- (5) 次回期日の指定等
- (6) 閉会のことば

5 議事経過

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代
- (3) 新任委員のあいさつ
- (4) 意見交換等

「成年後見制度の利用促進について」

質疑応答

○ 委員

中核機関は、具体的にどのような役割を担うことになるのですか。

○ 説明者

基本計画においては、各自治体に設置することとされています。役割としては、専門職による専門的助言などの支援を確保したり、協議会の事務局など、地域の連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であると位置づけられています。今後、この中核機関が、後見制度の広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人の支援という4つの機能を段階的、計画的に強化していくことが予定されています。

○ 委員

自治体、行政機関がそれぞれ整備するということですか。

○ 説明者

そうですね。今のところ、直営とあって、市町村に設置する場合もありますし、自治体によっては、社会福祉協議会などに委託をすることも可能となっております。

○ 委員

親族後見人を選任する方向から、それ以外へという流れがあるのを伺い、社協の方と市民後見人の方に頑張ってもらっているようですが、市民後見人の方々に報酬は支払われているのでしょうか。あるいは、全くボランティアでお願いしているのでしょうか。

○ 説明者

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格はないのですが、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識、態度を身につけた方で、第三者後見人として活動していただいている方をいいます。報酬については、群馬では、市民後見人が育ってきていない状況にあり、高崎市の一部で活動されている程度ですが、その一部には、報酬を支払っているものもあると聞いています。全国的には、全くの無報酬で、自治体などの助成で賄って運営していらっしゃる市民後見人もあるようですし、ご本人の財産の中から、家庭裁判所から決められた報酬を受け取っていらっしゃる市民後見人もあると伺っています。

○ 委員

成年後見の手前の段階として、国の予算事業による日常生活自立支援事業

があり、群馬県の場合には、それが一般的で、広く行き渡っているため、成年後見の取組に時間がかかっていると思われます。

○ 委員長

日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携がうまくいくのがポイントであろうという話は部内でもありましたが、日常生活自立支援事業の概要を説明してください。

○ 委員

日常生活自立支援事業は、成年後見制度とほとんど時を同じくして発足しました。平成11年、介護保険制度が始まるその前後の時期に、以前は行政がお年寄りを権限により老人ホームに入れるというよう仕組みでしたが、自分で判断して施設を利用することになった関係で、権利擁護ということが非常に脚光を浴びてきました。その際に始まったのが、日常生活自立支援事業で、具体的には、厚生労働省の予算事業です。

都道府県社協が行う福祉サービス利用援助事業で、福祉サービスの利用に困難を来すような、能力に一定の限界がある方に対する支援ということで始まりまして、具体的に、福祉サービス利用の支援や日常的な金銭管理といったものを行っており、最近では、金融機関にご了解をいただいて、本人に代わって通帳を持って金融機関からお金を下ろすこともできるようになっています。

ただ、高額なお金ではなく、日常生活に必要なわずかなお金ではありますが、主に自宅で生活をしている一人暮らしの高齢者の方などがこれから増えると予想されますので、この事業、現在1,000人を超えて利用者があります。

これについては、県社協が契約上の主体となって、利用者と契約を結びますが、そこに、県内の各市や幾つかの町村の合計13の市町村の社会福祉協議会が、基幹社協となり、市は市域を、町村部では郡内をまとめる形でやっています。

富岡市の場合ですと、例えば、甘楽郡の町村についてもフォローしてくれています。利用料については1,000円が基本の単価になっており、その他、様々な助成制度もございます。

専門員と生活支援員がありますが、専門員は社会福祉協議会の職員で、現

在，50名弱の構成です。生活支援員は，民生委員のOBや行政のOBの方が，現在，700人を超えて県内で活動しており，1人の支援員が数件の利用者の方のお世話をしている状況です。

このように，ご本人が了解をして，この制度を利用させていただきます。徐々にご本人の権利行使が困難になるような場合については，必要に応じて成年後見制度を紹介している状況ですが，成年後見制度との橋渡しが，一つの課題になっていますし，このような仕事をしている社会福祉協議会ですから，今度の法律，それから計画の流れの中で，市町村の委託先として今，一生懸命ブラッシュアップをしながら，そういった能力を身につけるような努力をしているところです。

○ 委員長

支援開始に当たっては，個人と社会福祉協議会とが契約するということですか。

○ 委員

間に入っている市町村社会福祉協議会の専門員が橋渡しをして，県社協の会長が契約書の当事者になっています。

○ 委員長

日常生活自立支援事業についてのご説明をいただきましたが，他にはいかがでしょうか。

○ 委員

基本的に，成年後見制度をまだ知らない人が多いと思いますので，利用促進に入る前に，制度自体について，裁判所はどのような広報活動をしているのか，現状をお話しいただけますか。

○ 説明者

憲法週間ですとか法の日週間といった行事の際に後見制度の説明を取り入れるなどして，少しずつ広報しているというところです。

○ 委員

「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ－」という冊子は，裁判所に置いておいておくだけでなく，地域包括支援センターなどに配布をして，この冊子を活用して広めるのがよいと思います。

○ 委員

群馬弁護士会として、どういう取組をしているかということについてご説明をしたいと思います。

一昨年、利用促進法ができてから、専門職である社会福祉士会や司法書士会と連携して、成年後見制度利用促進ネットワークという名前で勉強会をしています。また、自治体における促進計画策定、成年後見センターの設置の助言とか、運営委員等への関与、市民後見人養成講座についての講師の派遣、さまざまなシンポの開催に出席しています。

また、3年ほど前から、基幹社協を中心に法人後見を行うようになったということで、それについて助言等をしています。未だ群馬県では法人後見の件数は多くないようですが、これから市民後見人と並んで増えるだろうということで、太田市や館林市の社協に弁護士を派遣して運営委員等を担っています。前橋市も、来年度以降、法人後見を開始予定ということで、弁護士会のほうから準備委員を派遣しています。

関係機関との連携ということでは、前橋家庭裁判所が中心になり、群馬県、県社協、社会福祉士会、司法書士会と、この3月から協議会を行っていきまして、県を4つのブロックに分け、社協が中心になって、全県下で協議会などを開始するということですので、弁護士会はすべての協議会に参加をして、促進法の意義、弁護士会との協力体制などを構築しているところです。現在、弁護士会は、高齢者・障害者支援センターというのを設けて、専門の名簿を作りまして、群馬弁護士会の3分の1くらいが名簿に登載をしています。登載された名簿の方に成年後見人と保佐人等が回ってくるという状況のようです。ただ、促進基本計画で、専門職としての弁護士のかかわり方として、財産管理は得意であるけれども、身上監護がどうかという部分もあり、身上監護は市民後見人に、難しい部分は当初は弁護士が整理して、軌道に乗れば市民後見人に引き渡してと、それぞれの専門に応じた関与の仕方というものに、徐々にやり方が変わっていく、今、その過渡期にあると感じています。

○ 委員長

いろいろな部門で協力いただいて、中核機関を早く設置したいと考えていますが、群馬県の現状としては、なかなか進んでいないということなので、皆様のご協力を得たいと考えています。今後どのように進めていくのがよいのか、一般の人の後見制度についての認識の程度については、い

かがでしょうか。

○ 委員

過去の上毛新聞のテーマで検索をしたところ、何度も特集や連載などで扱ってきています。結論的には、周知が進んでいないことから利用が伸びていないと思われます。さらに、手続が面倒である、費用が高いと感じているような方も多いというような記事になっています。

今後さらに認知症が増えていく中で、こういう制度の活用、利用を増やしていかないと、周囲も困惑しますし、ご本人も不安があると思いますので、さらに周知をして進めていかなければならないと思っています。

上毛新聞の記事で、市民後見人の養成講座を知ることによって、この制度が身近に感じられて、自分も養成講座に行ってみたというのがありました。一般の方には、養成講座に入ることによって知っていただくきっかけになるのではないかと思います。

今後の方向性としては、市町村、自治体との連携を強化していくということだと思います。一般の住民の方が裁判所や県の社協に行くのは難しい面がありますが、市町村の役場であれば、地元の方が気軽に相談できるのではないかと思いますので、市町村の職員の方への勉強会などを開いて、専門的な知識や制度の浸透を進めていくとよいのではないかと思いますし、今後も、上毛新聞でも機会があるたびに制度について取り上げていきたいと思っています。

○ 委員長

ありがとうございました。県のほうはいかがでしょう。

○ 委員

私の担当分野とは別の福祉分野のほうで制度そのものを担うことが多いものですから、例えば被害者支援の業務の中で時折お話を伺うことはありますが、関わり方については難しいと感じています。

○ 委員長

警察の関係では、時々相談があると思いますが、いかがでしょう。

○ 委員

警察で相談を受けても、全て警察が担当できるわけではないので、それぞれの機関に引き継ぐ形になります。引き継ぎがスムーズにいくように相談機

関のネットワークなども設けて、年に何回か会合を開いて、スムーズに引き継げるような形にしています。その中で、成年後見制度についても情報共有されていると思いますが、直接業務の中でこの問題を扱うことはなかなかございません。

ただ、今、特殊詐欺などでも高齢者の方がたくさん被害に遭いますので、判断能力が十分でないご本人に直接アプローチするほかに、そうした方たちの子や孫の世代や、周りの方たちに制度を周知したり、被害に遭わない手だてを共に考えていかないと、こうした被害の防止や制度の浸透も進まないと思いますので、家族の方にももう少し厚くアプローチしていくのがいいと思います。

○ 委員長

ありがとうございました。調停の関係では何かありますでしょうか。

○ 委員

私は参与員も兼務していますが、参与員として受理面接をしていると、突然後見人をしなくてはならなくなったという場面が大変多く、ご本人の資産がどのくらいあるか、預貯金があるらしいという話だけで、実態が分からずに困っています。本当に何も分からなくなってしまう前に、地域包括支援センターのようなところに相談をしながら、預貯金の一覧表だけでも、手控え的に持っているのと随分違うのではないかなということを感じました。

○ 委員長

受理面接をされていて、財産がよく分からなくなり、調べようがないことがあるようですが、社会福祉協議会では、財産の情報を適切に管理できそうですか。

○ 委員

日常生活自立支援事業の中でも、対応できる部分は相当程度あると思います。ただ、今は個人情報の取扱いが非常に厳しくなっていて、援護を要する方々の財産の情報を管理するのは難しいと思いますが、それは、後見制度を利用することによって担保されると感じています。

ただ、成年後見制度の利用を促進するまで、まだ課題がたくさんあると思っています。今、地域の現場では、人員や専門職が限られおり、できるだけ縦割りのネットワークを総合化しようという話がある中で、中核機関という

新たな制度を設計するわけですから、全く別個に作るというのは非常に難しいのです。実際には既存の組織と連携をしていくことになると思っています。

ただし、群馬県には大きな問題があり、35市町村のうち23は町村で、全体の人口はわずか15%です。これらの町村にそれぞれ中核機関を設置するのは大変で、やはりブロックでということになったときに中核市をどうするのか、家裁の支部、出張所といった体制とどういうふうに結びつけるのか、いろいろな課題があると思います。

市町村を念頭に置いた制度設計ですが、県行政はこれまでこの分野にあまり関与していなかったと思います。最近の例として、再犯防止推進計画については、専門職の保護司の皆さんの動きがあり、県も間に入って、市町村も含めた全県的なネットワークを用意していると思いますので、成年後見制度についても工夫してもらい、それぞれの市町村の状況にも目を配っていただいて、背中を押してもらえたらと思います。

資料の後ろに、地域包括支援センターなどの相談先が書いてありますが、これは今回初めて掲載されたのでしょうか。

○ 説明者

最高裁判所が作っているパンフレットに、社会福祉協議会、地域包括支援センターが掲載されたのは、今回が初めてです。従前、勤務した千葉管内ですと、地域包括支援センターで援助を受けながら、申立てまで準備することができていましたが、群馬県内ではまだできていないので、今後、取組が進んでいくと、そういった支援も行っていただけたらと思っています。裁判所としても期待しているところです。

○ 委員長

中核機関を設置するためには、具体的にどうするのが一番有効で、かつ効果が上がるとお考えですか。

○ 委員

様々な観点があると思いますが、主要な中核市、あるいは特例市的な規模の市とそれ以外のところは区別をしながら、できれば町村部については、中心の市がフォローするような体制ができれば望ましいと思います。個々の市町村に働きかけるだけでなく、全体としての35市町村と広域団体としての県が間に入った形で、何らかの協議組織で方向づけをしていくのが望まし

いとは感じます。

○ 委員長

ありがとうございました。他にご意見ありますでしょうか。

○ 委員

精神科医の立場でも、ぜひこの制度は進めていただけるとありがたいと思います。今は後見類型が圧倒的に多いというお話がありましたが、医学的な、臨床的な感覚でいいますと、保佐に該当する方は後見の5倍以上、補助に該当する方は10倍以上になると思われます。そうすると、この制度を広報して、その人数が行政機関などに来たときに、どういうことが起きるかというところにも配慮が必要だと感じています。

全ての方がこの制度を使えるようになるために、中核機関の整備をどのように進めるかという点と、実際に後見人や保佐人になっていただく方たちの養成の点が問題になると思います。これは、専門性やインセンティブの問題、予算面も含めた問題であると思います。そう考えると、広報と、それによる利用の拡大で生じる混乱のバランスをどう考えていったらいいのかという問題があると思います。

○ 委員長

一度に多数の申立てがあつたら裁判所も対応できないので、福祉と裁判所が本来やるべき仕事との仕分けが必要であろうということでしょうか。

成年後見制度の利用は徐々に増えていくでしょうから、中核機関をしっかり設置しないといけないし、利用が増えても市町村や社会福祉協議会が困ることがないように、相談事例などをきちんと仕分けすることにより理解が深まっていくと良いと思います。

大学の先生から見たらいかがでしょうか。

○ 委員

ご家族にしっかりと理解をしていただくのがこの制度を利用する前提になるということで、若手世代、例えば介護に直接かかわらない世代にとっても重要な問題であると思いました。特に、ご親族から申立てをする場合というのは、重たい判断とか、覚悟を持って利用を考えることが必要になってくるので、まだ健康で、本人が判断できるうちに、ご家族でしっかりと意思統一をされておくということが欠かせないと思います。そうすると、ご本人世代

とお子さんの世代に加えて、お孫さんの世代の人たちにもしっかりと、この制度のメリットやデメリットを理解しておいていただくのが大切であると感じています。大学を含めて、教育の現場では、成年後見に関してレクチャーする機会がほとんどないのですが、機会を見つけて考えていければと思います。

○ 委員長

今日は、いろいろとご意見を伺いまして、ありがとうございました。裁判所としては、この大事な制度について今までどおり不正の防止を図りつつ、中核機関が地域社会における制度の要としての役割を果たせるよう、引き続き協力していきたいと思います。

(6) 次回期日等について

(7) 閉会のことば